

令和7年12月8日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

年末年始における交通関係法令等遵守の徹底に向けた取組み及び

安全運転の徹底について(通知)

標記の件について、これまでに交通事故撲滅に向けて、交通法規の遵守や安全運転の徹底、運行前点検の徹底等について、当課より再三の注意喚起を行ってきたところであるが、被害者の尊い命が奪われる重大事故が今年度2件発生した。

尊い人命が失われたことは痛恨の極みであり、繰り返し重大事故が発生していることを重く受け止め、交通事故撲滅に向け再発防止に真摯に取り組みを進めなければならない。

管理監督の立場にある皆様におかれましては、責任の重大さを認識し、交通事故・交通違反を起こさないという強い意識のもと、従業者の指揮監督に努めていただき、年末年始を迎えるこの時期に再度意識喚起を十分に行い、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者であるとの自覚と責任を持ち、改めて交通法規の遵守や安全運転の徹底について、一般廃棄物収集運搬時の交通事故撲滅に真摯に努めるよう従業者に周知していただくようお願いする次第である。

なお、今年度、当課に報告のあった無責事故等を除く許可業者による交通事故報告件数は令和7年11月末現在:42件発生している状況である。

記

○制限速度・交通信号・一旦停止など道路交通法を遵守すること。

○許可業者は、従業員に対し交通関係法令等の遵守に関する教育、及び運行前点検等を実施すること。

(一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱 第2条第3項第3号)